

山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事関連業務委託において、地域の特性等に精通する地域の企業（以下「地域精通企業」という。）と専門的な技術を有する企業（以下「専門領域企業」という。）が、各々の優れた技術力を結集し、双方が対等の立場で共同して業務を履行するための措置（以下「共同設計方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、より品質に優れた業務を実現するとともに、地域の技術水準の向上に資することを目的とする。

(対象業務の選定)

第2条 共同設計方式の対象業務は、業務の内容、規模及び難易度並びに本方式の目的に照らし、地域精通企業と専門領域企業が1つの組織体（以下「設計共同体」という。）を形成し、それぞれが持つ技術力を発揮できる業務を分担し、かつ一部の業務を協力して履行することで、業務の品質と地域の技術水準の向上に資すると認められる県土整備部所管の建設工事関連業務とし、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）において選定する。

(構成員の数)

第3条 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、2、3又は4者とする。

(構成員の要件)

第4条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント用）（以下「名簿」という。）に記載されている者であること。

(2) その他必要に応じて、審査会で定める要件

2 構成員のうち1者以上は、名簿における本店住所が山形県内にあること。

(代表者の要件)

第5条 代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、業務遂行能力及び出資比率等にかかわらず、構成員間において決定する。

(設計共同体協定書)

第6条 構成員は、設計共同体の運営形態を明確にするため、設計共同体協定書（様式第2号）（以下「協定書」という。）を締結するものとし、本方式の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容のほか、必要事項を明記するものとする。

(1) 設計共同体の名称

(2) 構成員の業務分担等

(3) 運営委員会の設置

(構成員の業務分担等)

第7条 構成員は、県が設計図書（特記仕様書）で示す分担業務（各構成員が、それぞれ有する地域特性への精通や専門技術などの優れた技術力を発揮し、分担して履行する業務をいう。）及び協力業務（計画準備やとりまとめ等の不可分な業務又は技術交流の観点から複数の構成員で協力して履行する業務をいう。）の基本的な考え方をもとに具体的な業務名を協定書に明記するものとする。ただし、各々の技術力を結集して業務を履行するという本方式の目的から必要以上に細分化はしないものとする。

2 業務委託料に対するそれぞれの構成員の業務額の割合は、技術者を適正に配置し得る業務規模を確保するため、各々2割以上とする。なお、当該業務額の割合については、本県との当該委託契約を締結するときに、協定書第8条第2項に基づく業務額を提出するものとするが、その際に各構成員の業務額の割合

が各々2割以上を満たしていない場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

(運営委員会)

第8条 設計共同体は、構成員全員をもって組織する運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務分担や工程など業務の基本に関する事項、資金管理方法及び設計企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務を履行するものとする。また、その状況を発注者へ報告するものとする。

(構成員の技術的要件)

第9条 構成員は、それぞれ管理(主任)技術者を配置するものとする。また、一の構成員は、照査技術者を配置するものとする。

(入札の方法)

第10条 入札は、条件付一般競争入札により、山形県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」で定める。

3 建設共同企業体が電子入札システムにより入札を行う場合は、当該建設共同企業体の代表者の電子証明書を使用して入札を行うものとする。

(入札の公告)

第11条 当該業務委託を所管する課長等(以下「所管課長」という。)は、入札を実施しようとするときは、財務規則第115条の規定により公告するものとする。

2 前項の公告は、別紙1(一般競争入札公告例:建設工事関連業務委託(設計共同体))に準じて作成するものとする。

3 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

(入札説明書の交付)

第12条 所管課長は、前条の規定による公告と同時に入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、一時的にインターネットを利用できない入札参加者から交付の申出がなされた場合には、当該参加者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出すものとする。

2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項を全て含むものとし、別紙2(一般競争入札説明書例:建設工事関連業務委託(設計共同体))に準じて作成するものとする。

(1) 前条の規定による公告の写し

(2) 担当部局、課及び係の名称、所在地並びに電話番号

(3) 落札者の決定方法

(入札参加資格の申請)

第13条 入札に参加しようとする設計共同体は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる「一般競争入札参加資格確認申請書」又は様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付した上で、公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならない。

(1) 設計共同体協定書 (様式第2号)

(2) 同種・類似業務の実績調書 (様式第3号)

(3) 配置予定技術者調書 (様式第4号)

(4) その他資格審査に必要と認める書類

(入札参加資格の審査方式)

第13条の2 前条の申請書に基づき申請者の入札参加資格を審査する方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 事前審査方式(入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者に

- よる入札の結果に基づき、落札決定する方式をいう。)
- (2) 事後審査方式（入札参加資格の審査を開札後に最低価格の入札者から行い、適格の場合に落札決定する方式をいう。)

（事前審査方式における入札参加資格の確認及び通知）

- 第14条 事前審査方式においては、入札を執行する者は、申請者から提出された申請書に基づき、入札参加資格の有無を確認する。その結果を入札参加資格確認結果通知書（電子入札システムによる「一般競争入札参加資格確認結果通知書」又は様式第5号）により申請者へ通知するものとする。申請者への通知は、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。
- なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、通知に当たり、その理由を付記するものとする。
- 2 入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
 - 3 前項による確認結果は入札前には公表しない。
 - 4 第1項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。
 - 6 前項の回答期限は、入札書受付締切日の前日以前としなければならない。

（事後審査方式における落札者の決定方法）

- 第14条の2 事後審査方式による入札を執行する者は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定するものとする。
- 2 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
 - 3 入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
 - 4 前各項における審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。
 - 5 落札者の決定は、開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

（事後審査方式における入札結果及び入札参加資格確認結果の通知）

- 第14条の3 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。
- 2 前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適格通知書（電子入札システムによる「入札参加不適格通知書」又は様式第6号）により通知するものとする。
 - 3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。
 - 4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。

（存続期間）

- 第15条 業務の契約の相手方となった設計共同体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月を経過した日まで延長することができる。ただし、存続期間満了後において、当該業務につき契約不適合が見つかった場合は、引渡しを受けた日から2年以内は各構成員は連帯して責任を負うものとする。
- 2 当該業務につき結成された設計共同体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月28日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、同日より前に行われた入札公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年1月6日以後入札公告を行う案件から適宜適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）に伴う適用税率に係る改正について、平成26年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月29日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年12月22日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和7年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。